

鳩山一郎文相について

松延 秀一(京都大学)

本稿は、鳩山一郎が文部大臣時代に行ったこと、すなわち、口話法訓示と滝川事件について紹介し、いずれも研究の余地があることを示すエッセイである。

キーワード: 鳩山一郎、口話法、滝川事件

はじめに

鳩山一郎は戦後政治史において、吉田茂のあとに首相となり、日ソ国交回復等の業績を残したことで有名である。しかし彼は戦前からの保守政治家だったのであり、占領期にはGHQ から公職追放措置を受けたこともあった。

彼は、立憲政友会から出馬して、1916年衆議院議員に当選、犬養毅内閣の下で文部大臣に就任した。犬養毅内閣は、1932年の五・一五事件で首相自身が殺害されて終焉、戦前における最後の政党内閣ということになった。後継は斎藤実を首班とする挙国一致内閣であったが、鳩山は引き続き文相として留任した。その後、口話法訓示や滝川事件に関わることになった。時代は、満州事変から国際連盟脱退と続き、戦争への道をたどろうとしていた。

口話法訓示をめぐって

1933年1月に鳩山文相が、全国盲啞学校長会議において口話法推進の訓示を行ったこと自体は、戦前日本のろう教育の歴史を知る人にとっては周知の事柄である。しかしながら、その訓示の成立過程についてどれほど明らかになっているか、また、鳩山自身のろう教育についての理解・関心はいかほどのものだったのか、研究の余地はありそうに思われる。

以下では、鳩山訓示の紹介を通して、考えてみたい。

高田英一「手話の森を歩く」(全日本ろうあ連盟出版局, 2003.1)の20ページに鳩山訓示のさわりが掲載されている。どこかに出典があるはずであるが、残念ながら明示されていない。孫引きになるが、以下のようになっている。

尚聾児ニ在リマシテハ、日本人タル以上、我ガ国語ヲ出来ルダケ完全ニ語り、他人ノ言語ヲ理解シ言語ニ依ツテノ国民生活ヲ営マシムルコトガ必要デアリマシテ、聾児ノ言語教育ニ依ル国語力ノ養成ハ、国民思想ヲ涵養スル所以デアリマシテ、国民教育ノ根本方針ニ合致スルモノト言ハナケレバナリマセン。全国聾啞学校ニ於イテハ聾児ノ口話教育ニ奮励努力シ研鑽工夫ヲ重ネ、其ノ実績ヲ挙グルニ一層努力セラレンコトヲ望ミマス

この要旨は、当時の言語統制の方針に基づく、口話教育の推進、というのが高田氏の判断であり、たぶん、おおかたのろう教育史研究者の認識であろう。しかしそれだけではなく、「国民思想ヲ涵養」、すなわち、口話を通じて教育勸語の精神をたたきこむことに重点があったかもしれない。そのあたりのことは、各ろう学校の歴史の探究により明らかにされるであろう。

ところで、この訓示は鳩山自身が起草したのだろうか。そうではあるまい。この種の文は、担当官僚が草案を作成して上へ上げていき、最後に大臣の決裁を得る、という過程を経るはずだからである。つまり、訓示の作成過程はどうなっていたのか、だれが関与していたのが重要であるが、明らかでないようだ。あるいは、文部省の外部から、例えば、高田氏も名を出している、東京高等師範学校長にして東京聾啞学校長の樋口長市が何らかの働きかけを担当官僚に行ったのかもしれない。高田氏は、樋口の文章は鳩山訓示がろう教育専門家の示唆、又は助言によったものであることを暗示していると紹介しているが、その専門家は他ならぬ樋口自身ではなかったろうか。鳩山は単に訓示を読み上げただけではあるまいか。いずれにしても鳩山が当時において、あるいは後の政治家人生からみて、それほど教育や障害児教育に熱心であったとは思えないのである。

鳩山が訓示したこの1933年1月という時期、鳩山および文部省にとってはより重大な案件があった。それは、滝川幸辰・京都帝国大学(当時)法学部教授の処遇についてであった。滝川事件である。口話法訓示と滝川事件はそれ自体は全く無関係であるが、偶然、時期的に重なっていた。

滝川事件をめぐって

滝川事件とは、滝川教授の刑法学説が不穏当という理由で1933年5月に文部省から休職処分を受け、処分に対し法学部教授団や学生が抗議したものの、敗北した事件である。これにより、学問の自由が失われ、戦争への道を加速することとなった。有名な事件であるから関係文献は多いが、それでもまだ細かい事実関係が未解明の部分が残されているという。最新の研究成果は松尾尊兌「滝川事件」(岩波現代文庫, 2005)である。これを参照して、

関係するところを述べよう。

事件の発端は、1932年10月に中央大学で行われた滝川の講演にあったとされる。この講演の内容が不穏当という密告(?)が司法省に届き、そこから文部省に伝わったという。中央大学は司法界に人材を送り出している大学であり、講演の聴衆には学生のみならず、関係者も多かったであろう。文部省としても、思想統制の必要上、滝川の講演内容のみならず大学での講義内容の調査を行い、1933年1月までには、滝川に対し何らかの処分を下す方針を固めたらしい。省内は、事件前夜という雰囲気だったであろう。その時期に口話法訓示は起草されていたのである。

ところで、滝川事件の動因には、軍部圧力説、右翼圧力説、司法省圧力説が挙げられている。これに加え、松尾氏は、鳩山を含めた文部当局の主導性を挙げている。当局には、滝川処分を強行することで大学教授の人事権を学部教授会から奪い取ること、つまり大学自治の破壊と大学統制をもくろむという目的があった。また、政党出身の大臣である鳩山にとっては、軍部や右翼の圧力にさらされつつも、保守政治家としての信念に基づき、滝川を共産主義者とみなして教授職から追放してみせる手腕を示す必要があった。1932年末から1933年1月の間、鳩山にとっての優先順位は滝川問題であって口話法訓示ではなかった。鳩山にとって訓示をするというのは、大臣としての日常業務のひとつに過ぎなかったのではなかろうか。

むすびにかえて

以上、口話法訓示をめぐり鳩山に焦点を当ててみたが、史料入手の余裕がなかったため、推測の部分が多い。学生さんの卒業論文のテーマにはうってつけかもしれない。後進研究者の登場を期待する。